

近年、労務管理上のトラブルが、会社経営を揺るがしかねない重要な課題となっている。一方で、労務管理上のトラブルが常態化している「ブラック企業」という言葉が、昨年から、流行している。ブラック企業の正確な定義はないが、一般的には、労働関係法令に関して重要な違



北村 庄吾

反があり、かつ、長時間労働で社員を酷使した上、使い捨てにする企業のことをいう。国もブラック企業を問題視しており、長時間労働からの体調不良、メンタル疾患などに対して、重要課題として取り組むことを決めた。

ブラック企業と社会的に認知

されると、人材の確保が困難になるリスクが生じる。現に、大手居酒屋チェーンでは、アルバイトやパートタイマーの求人が困難になり、店舗経営ができなくなる店も出て、店舗を統廃合する事態になった。

この店長は、いわゆる「名ばかり管理職」として、管理監督者には該当しないとされた。裁判では、2年分の残業代500万円、罰金に相当する金額250万円の合計750万円の支払いが命じられた（最終的に1千万円で和解）。

の内容をしつかりと把握しておく必要がある。社員の給与を取り扱う、重要な部署の人に必要な知識について評価する資格として、給与計算実務能力検定試験がスタートした。経理の人には簿記、人事・労務の担当者には給与計算実務能力検定、と位置づけられる新しい資格である。

労務改善へ法令学んで

給与計算能力検定始まる

バーガーチェーンの店長が、会社を相手に、2年分の残業代を請求した有名な裁判がある。一般的に、課長職以上の役職者や店長には残業代の支払いは不要と考えられているが、国の基準はそうではない。残業代の支払いが不要な管理監督者の範囲は厳格にとらえられている。結果、

などから、メンタル不調に陥る社員も増え、会社に損害賠償請求を起こす事例も激増している。

このような環境の中、労働法令のコンプライアンスが、一層重要になっている。特に、社員の給与を取り扱う給与計算担当者は、労働関係諸法令

給与計算は、所得税・住民税といった税金と、健康保険や厚生年金といった社会保険の二つの領域が重なり、労働基準法などの労働関係諸法令の知識も必要となる重要な業務である。今後、人事・労務の担当者におすすめの資格として、労働コンプライアンス向上の一助となれば幸いである。

（社会保険労務士、ブレインコンサルティングオフィス代表取締役、53歳）